

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03 - 3660 - 7111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 会計財務部門統括 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03 - 3660 - 7111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 会計財務部門統括 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成24年6月28日開催の当社第106期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末剰余金の配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金31円

配当総額 16,193,362,089円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

2. 期末剰余金のその他の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 20,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までであったものを毎年1月1日から12月31日までに変更するため、定款第13条、第29条、第30条及び第31条に所要の変更を行うとともに、附則を設ける。また、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、定款第20条に所要の変更を行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、尾崎元規、澤田道隆、神田博至、高橋辰夫、西藤俊秀、橋本 健、三井久夫、池田輝彦、大歳卓麻及び門永宗之助を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役として、鈴木輝夫を選任する。

第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、伊東 敏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

当日出席を含めた議決権行使個数：3,991,714個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	3,931,558	945	12,260	(注)1	可決(98.49%)
第2号議案	3,921,324	11,162	12,269	(注)2	可決(98.24%)
第3号議案				(注)3	
尾崎 元規	3,889,414	43,466	11,893		可決(97.44%)
澤田 道隆	3,880,861	44,707	19,205		可決(97.22%)
神田 博至	3,886,463	34,051	24,259		可決(97.36%)
高橋 辰夫	3,886,556	33,958	24,259		可決(97.37%)
西藤 俊秀	3,885,951	34,563	24,259		可決(97.35%)
橋本 健	3,885,978	34,536	24,259		可決(97.35%)
三井 久夫	3,885,953	34,561	24,259		可決(97.35%)
池田 輝彦	3,850,085	77,740	16,947		可決(96.45%)
大歳 卓麻	3,900,347	32,534	11,893		可決(97.71%)
門永 宗之助	3,916,385	16,496	11,893		可決(98.11%)
第4号議案	3,900,747	31,773	12,245	(注)3	可決(97.72%)
第5号議案	3,919,581	12,938	12,247	(注)3	可決(98.19%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかった議決権数は加算しておりません。

以上